

## 2015年12月の運用状況について

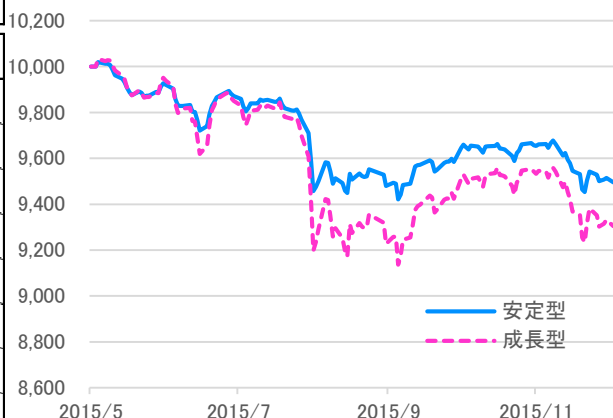
## 運用実績

## ■基準価額と資産毎の月間寄与額(概算)

| (基準価額)  | 騰落率   | 安定型    |       | 成長型    |       |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|
|         |       | 配分比率   | 寄与額   | 配分比率   | 寄与額   |
|         |       | 9,512円 | -150円 | 9,334円 | -210円 |
| 国内株式    | -3.1% | 7%     | -21円  | 14%    | -41円  |
| 国内債券    | -0.2% | 28%    | -5円   | 14%    | -2円   |
| 先進国株式   | -3.6% | 6%     | -22円  | 10%    | -35円  |
| 先進国債券   | -1.3% | 7%     | -9円   | 11%    | -15円  |
| 新興国株式   | -5.7% | 3%     | -15円  | 4%     | -23円  |
| 新興国債券   | -4.5% | 4%     | -18円  | 7%     | -29円  |
| 国内リート   | -0.7% | 2%     | -1円   | 4%     | -3円   |
| 海外リート等  | -3.9% | 2%     | -7円   | 4%     | -14円  |
| コモディティ  | -7.1% | 1%     | -6円   | 2%     | -12円  |
| ヘッジファンド | -0.9% | 39%    | -33円  | 29%    | -24円  |
| その他要因   | -     | 1%     | -12円  | 0%     | -12円  |
| 合計      | -     | 100%   | -150円 | 100%   | -210円 |

## ■スカイオーシャン・コアラップ(安定型/成長型)の基準価額の推移

(2015/5/26~2015/12/30、日次)



※各ファンドの基準価額は信託報酬控除後の値です。

※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## ■1ヶ月間の高値・安値

|     | 高値            | 安値             |
|-----|---------------|----------------|
| 安定型 | 9,678円 (12/3) | 9,453円 (12/16) |
| 成長型 | 9,559円 (12/3) | 9,234円 (12/16) |

※その他要因は、現金や信託報酬等が含まれます。

※騰落率は、月初の各投資信託証券が基本資産配分比率通りに運用された場合と仮定した場合の値です。月中に新たに組入れられた投資信託証券があった場合、その寄与は加味していません。寄与額も同様です。

※配分比率は12月末日の配分比率です。

※寄与額は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。

## ■期間別騰落率

|     | 1ヶ月   | 3ヶ月  | 6ヶ月   | 1年 | 設定来   |
|-----|-------|------|-------|----|-------|
| 安定型 | -1.6% | 1.0% | -3.5% | -  | -4.9% |
| 成長型 | -2.2% | 2.2% | -5.1% | -  | -6.7% |

## &lt;市場動向&gt;

12月の基準価額は、安定型、成長型ともに下落しました。日銀政策決定会合で打ち出された施策は、かえって日銀に政策余地が乏しいと市場に受け止められ、国内株式は下落し、為替は円高に振れました。先進国および新興国株式は、円高も影響して下落しました。新興国債券は、主に米国の利上げを織り込む過程で下落しました。コモディティは、OPEC(石油輸出国機構)が原油減産で合意できなかったことで続落し、関連して海外リート等(MLPも含まれる)もMLPを中心に下落しました。

## トピックスおよび見通し

## ■米国で9年半ぶりの利上げ

FRB(連邦準備制度理事会)は、昨年12月16日のFOMC(連邦公開市場委員会)にて、約9年半ぶりとなる利上げを決定し、オーバーナイト金利の誘導目標を0.25~0.50%(0.25%引き上げ)としました。

本決定は、直接的にはオーバーナイト金利を変更するものであり、10年などの長期金利は間接的な影響しか受けないことを今一度確認する必要があります。実際、利上げ決定発表後も、米10年債利回りの水準はほぼ変化していません(利上げ前も利上げ後も概ね2.2%台で推移)。

むしろ着目すべきは、FRBが、足元で下落する原油相場や、中国を中心とした新興国の経済状況も考慮した上で、利上げしても問題ない程に米景気は回復していると判断した点だと考えます。今後、米景気の堅調さが新興国にも波及し、世界経済の成長の下支えとなることが期待されます。

## ■原油価格が下落

OPEC(石油輸出国機構)は、供給過剰の原油生産について、加盟各国間で減産合意することができず、原油価格を一段と引き下げる要因となりました。原油価格の下落は、エネルギー関連企業や産油国の低迷を想起させ、足元では株式市場などを動かすドライバーになっていると考えられ、その動向を注視していく必要があります。

しかし、原油価格は、時間とともに供給サイドの淘汰が進むことから、長期的には反転上昇するものと考えられます。当ファンドは、原油などのコモディティに継続して投資しており、相場の反転上昇に備えています。

当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料のお取り扱いについては最終ページをご覧ください。



## ファンドの投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、MLPの価格変動リスク、商品(コモディティ)の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、資産等の選定・配分に係るリスク、ヘッジファンドの運用手法に係るリスク、仕組み債券に係るリスク、ブローカーの信用リスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ▼その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

**ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

### お申し込みメモ

|              |   |
|--------------|---|
| 信託期間         | 無期限(2015年5月26日設定)   |
| 決算日          | 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)です。ただし、初回決算日は2016年7月11日です。  |
| 収益分配         | 年1回の決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配をおこなわないことがあります。分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  |
| 購入単位         | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額         | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。)   |
| 換金単位         | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 換金価額         | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。   |
| 換金代金         | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間       | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。  |
| 購入・換金申込受付不可日 | 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申し込みを受け付けられないものとします。<br>(休業日については、委託会社または販売会社にお問い合わせください。)<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・ロンドンの銀行休業日 |
| 課税関係         | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。   |

## ファンドの費用

### ▼お客さまが直接的にご負担いただく費用

|                  |  |
|------------------|--|
| 【購入時】<br>購入時手数料  | 購入価額に <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 |
| 【換金時】<br>信託財産留保額 | <b>ありません。</b>  |

### ▼お客さまが間接的にご負担いただく費用

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 【保有期間中】<br>実質的な運用管理費用<br>(信託報酬) | 純資産総額に対して <b>年率1.55333%~1.86727%程度(税抜1.43827%~1.74472%程度)</b><br>当ファンドは他のファンドを投資対象としています。したがって、当ファンドの運用管理費用 <b>年率1.3608%(税抜1.26%)</b> に当ファンドの投資対象ファンドの運用管理費用 <b>年率0.19253%~0.50647%程度(税抜0.17827%~0.48472%程度)</b> を加えた、お客さまが実質的に負担する運用管理費用を算出しています。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により変動します。 |
| 【保有期間中】<br>その他の費用・手数料           | 監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。   |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図]  
金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第2831号 加入協会：一般社団法人投資信託協会
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) [ファンドの財産の保管および管理]
- 販売会社 [募集・販売の取り扱い、目論見書・運用報告書の交付等]

| 商号等        | 加入協会   |
|------------|--|
| 株式会社横浜銀行   | 登録金融機関：関東財務局長(登金)第36号<br>日本証券業協会 ・ 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第1977号<br>日本証券業協会               |

<ご留意事項> ◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。◆ ご購入のお申し込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。◆ 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数開発元もしくは公表元に帰属します。